

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最長1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（法人個人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する個人事業税、法人県民税、法人事業税、自動車税種別割などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

猶予期間

- 最長1年間（予定・中間申告による法人県民税・法人事業税等は確定申告書の提出期限までの期間）

申請手続等

- 納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

(注) 申告納付税目(例：法人県民税、法人事業税等)は、申告を行った上で申請手続が必要になります。

申請書様式はこちらのページに掲載しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a010/038.html#nouzei_yuuyo



問合せ先

事務所	電話番号(代表)	事務所	電話番号(代表)	事務所	電話番号(代表)
横浜 県税	(045)651-1471	川崎 県税	(044)233-7351	平塚 県税	(0463)22-2711
神奈川 県税	(045)321-5741	高津 県税	(044)833-1231	藤沢 県税	(0466)26-2111
緑 県税	(045)973-1911	相模原 県税	(042)745-1111	小田原 県税	(0465)32-8000
戸塚 県税	(045)881-3911	横須賀 県税	(046)823-0210	厚木 県税	(046)224-1111



神奈川県

神奈川県総務局財政部税務指導課
電話 (045)210-2332